

- 都市計画証明書**
- 納稅猶予の特例適用の農地等該当証明書**
- 首都圏整備法に基づく既成市街地内又は外の証明書**

の事務手続きについて

都市計画証明書

必要なもの		部数
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 位置図【地形図、都市計画図（縮尺 1/2,500 以上）又は住宅地図】 ・ 公図 	2 1
手数料	300円*	—

納稅猶予の特例適用の農地等該当証明書

必要なもの		部数
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明願 ・ 位置図【地形図、都市計画図（縮尺 1/2,500 以上）又は住宅地図】 ・ 公図 ・ 土地課税台帳登録事項証明書又は土地・家屋総合名寄帳事項証明書 (証明しようとする日と同一年度内に発行されたもの) * 原本をお持ちください（返却が必要な場合は写しもお持ちください） ・ 土地登記事項証明書（土地登記簿謄本） * <u>生産緑地地区内の土地で、都市計画決定以降に分合筆等により地名地番の変更がある場合に必要です。</u> * 原本をお持ちください（返却が必要な場合は写しもお持ちください） 	2 1
手数料	300円*	—

首都圏整備法に基づく既成市街地内または外の証明書

必要なもの		部数
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 位置図【地形図、都市計画図（縮尺 1/2,500 以上）又は住宅地図】 ・ 公図 * 登記情報提供サービスでダウンロードしたものも可 	2 1
手数料	300円*	—

証明書の交付は、原則翌日以降となります。

*受付時にお渡しする支払用 QR コードを使用して、25 階の手数料支払機にてお支払いいただきます。

問合せ先：建築局 都市計画課 指導係 電話 045-671-3510

証明の様式、記載例はホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/syomei.html>